



2024年2月26日

各位

会社名 株式会社リベルタ
代表者名 代表取締役社長 佐藤透
(コード番号 4935 東証スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役 二田俊作
(TEL. 03-5489-7661)

監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月26日開催の取締役会において、2024年3月26日開催予定の第28回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

2024年3月26日開催予定の当社第28回定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

（2024年3月26日開催予定の第28回定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
佐藤透	代表取締役	同左
二田俊作	専務取締役	同左
筒井安規雄	常務取締役	同左
栗林聰一	取締役	新任
山下耕平	取締役	新任

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2024年3月26日開催予定の第28回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
阿部 洋	社外取締役 監査等委員	社外監査役
山本 龍太朗	社外取締役 監査等委員	社外監査役
海野 容子	取締役 監査等委員	新任

(3) 退任予定取締役および監査役（監査等委員である取締役に就任するものを除く。）

(2024年3月26日開催予定の第28回定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
西名 武彦	社外取締役
北條 規	社外取締役
水上 亮比呂	社外取締役
吉田 孝行	社外監査役

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。併せて、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款の一部変更のための株主総会開催日 2024年3月26日（火）

定款の一部変更の効力発生日 2024年3月26日（火）

以上

別紙

当社定款新旧対照表
(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略) (新設)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関) <u>第4条</u> 当会社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
(公告方法) 第 <u>4</u> 条 (条文省略)	(公告方法) 第 <u>5</u> 条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第 <u>5</u> 条 (条文省略)	(発行可能株式総数) 第 <u>6</u> 条 (現行どおり)
(自己株式の取得) 第 <u>6</u> 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	(自己株式の取得) 第 <u>7</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
(単元株式数) 第 <u>7</u> 条 当会社の <u>1</u> 単元の株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第 <u>8</u> 条 当会社の単元株式数は、100株とする。
(単元未満株主の権利制限) 第 <u>8</u> 条 (条文省略)	(単元未満株主の権利制限) 第 <u>9</u> 条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第 <u>9</u> 条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。	(株主名簿管理人) 第 <u>10</u> 条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって定め、これを公告する。
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(株式取扱規則) 第 <u>10</u> 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第 <u>11</u> 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によつて委任を受けた取締役において定める株式取

現 行 定 款	変 更 案
	扱規則による。
第11条 (条文省略) 第 4 章 取締役及び取締役会	第12条 (現行どおり) 第 4 章 取締役及び取締役会
第12条～第17条 (条文省略) <u>(取締役会の設置)</u> <u>第18条 当会社は、取締役会を置く。</u>	第13条～第18条 (現行どおり) (削除)
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>3名以上</u> とする。 (新設)	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。 </u>) は、 <u>5名以内</u> とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)	(取締役の任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。 </u>) の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員により、又は補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。 </u>) の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 3 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 5 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によつて選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によつて取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。 </u>) の中から

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <u>取締役会は、取締役（決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u> 第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、退職慰労金及び賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役員会</p> <p>(監査役の設置)</p> <p>第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第42条 当会社は会計監査人を置く。</p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第28回定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、第28回定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>を怠ったことによる損害賠償責任を限定する 契約については、なお、従前の例による。</p>